

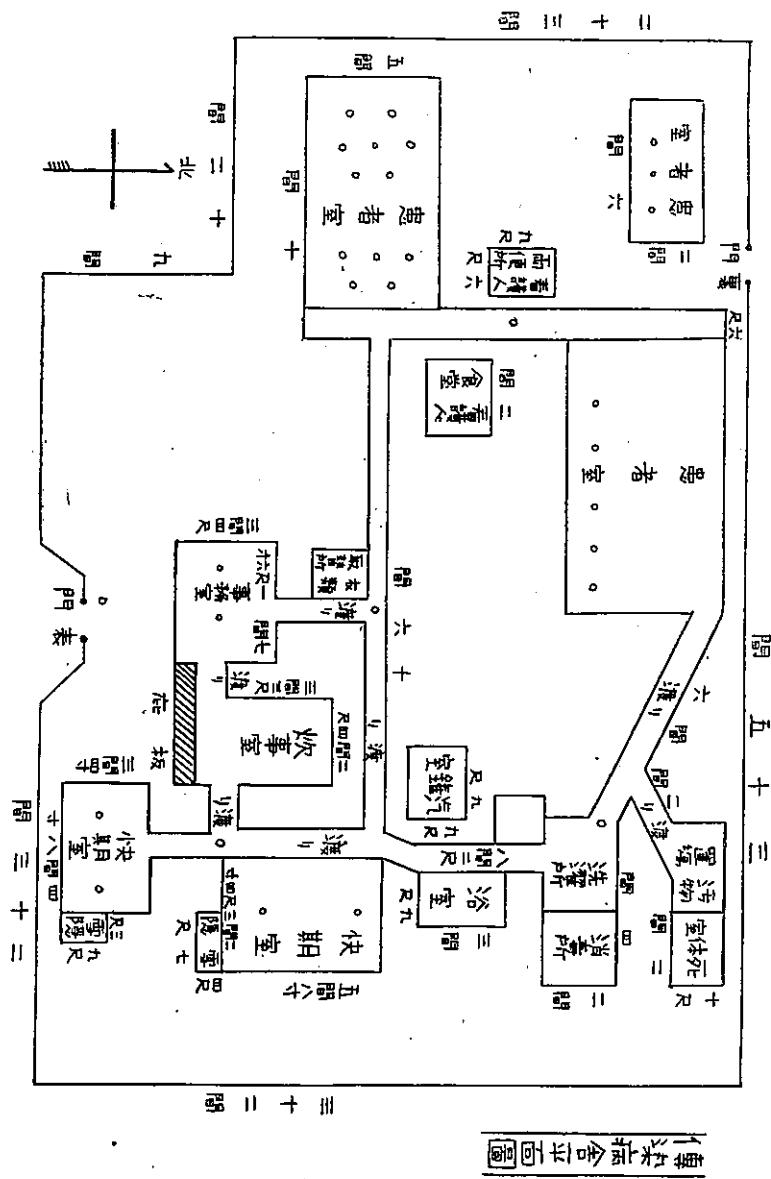
第十二章 神社

第一節 概說

」と新しく國史をひもとくまでもなく、神事を重んずるは、豊葦原の千五百秋の瑞穂國の美風であつた。まして熱田の宮に鎮まります我が尾張の國民は、殊に敬神の念が厚かつた。

上古のことは審でないけれども、我が丹羽郡に於ては、すでに垂仁天皇の朝に大縣神社が創立されたのである。醍醐の朝に成った延喜式に示すところによれば、神名すでに三千百三十二座内、本村内に鎮座として記されたものに、小口神社がある、これが後世式内社と稱せられるものである。尾張本國帳に記されたのは前記の式内社小口天神と奈良子天神とである。

明治に入つて神社の整理の必要上、追々に合祀、廢社等が行はれて、本村では現今、郷社一、村社十六、無格社五、となつた、數に於ては減少したけれども本殿、拜殿、鳥居等の改築、造営が競つて行はれて、神社の尊嚴も保たれ村人の崇敬心は年と共に濃厚になつた。



第二節 神社と祭神

古來祭神の性質には諸説あるけれども、現在神社法の示すところによれば、祭神は帝國の神祇でなければならない。そして神社に祀られてゐる祭神の種類は、（一）皇室の祖先並に歴代の天皇及び皇族の中で殊に著しい神、（二）氏族の祖先たる神、（三）皇室及び國家に勳労功績のあつた神などである。神社とは即ちこれ等の神の宮居をさすのである。今本村内に鎮座します神社の祭神を、御系図によつて示せば次の如くである。

大字余野字西浦	大字小口字島内	倉地辰彌	宏	大口村大字余野
大字河北字郷中	宮地金雄	田中鏡一		羽黒村大字羽黒
大字河北字二津屋	日比野鉢丸			樂田村樂田原
大字秋田字宮東	倉地辰彌			犬山町
大字大屋敷字坂小淵	日比野鉢丸			大口村大字小口
大字秋田字替地	犬山町			
大字河北字柿野				
大字小口新宮浦				
同	同	同	同	同
神	神	神	神	神
津	明	明	明	清
島	社	社	社	島
社	社	社	社	余野
				神社
				無格社

更に十月十五日となり、後更に昭和五年頃から南部は十月二十七日、北部は十月二十日と變更された。

我有の不口和田の福原入江福原に於て好。下記の